

文教委員会資料

陳情第27号

市民館・図書館の指定管理者制度導入の条例変更議案の継続審議を求める陳情

陳情第28号

市民館と図書館への指定管理者制度導入にかかわる条例改正に関する陳情

資料 陳情第27号及び陳情第28号 資料

参考資料1 指定管理者制度導入の経過及び今後のスケジュール

参考資料2 「今後の市民館・図書館のあり方概要」

参考資料3 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(概要版)

参考資料4 「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」

令和5年10月6日

教育委員会事務局

1 市民意見の聴取経過

(1) 『今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方（令和2年2月）

（令和2年2月14日 文教委員会報告）

ア 内容

「今後の市民館・図書館のあり方」の検討を進めるに当たり、市民館・図書館の現状と課題や、めざす方向性等について、基本的な考え方をとりまとめたもの

イ 市民意見等の聴取

「今後の市民館・図書館のあり方 基本的考え方」の作成に際し、次のとおり広く市民意見等の聴取を実施

- ・図書館利用者アンケート
- ・かわさき市民アンケート
- ・図書館のあり方に関するアイデアミーティング（2回開催）

(2) 『今後の市民館・図書館のあり方』に関する中間とりまとめ（令和2年11月）

（令和2年11月12日 文教委員会報告）

ア 内容

令和2年11月時点における検討内容を「中間とりまとめ」としてとりまとめたもの

イ 市民意見等の聴取

「今後の市民館・図書館のあり方 中間とりまとめ」の作成に際し、社会教育委員会議市民館専門部会（以下「市民館専門部会」という。）及び社会教育委員会議図書館専門部会（以下「図書館専門部会」という。）等への意見聴取のほか、次のとおり広く市民意見等の聴取を実施

- ・市民館利用者グループヒアリング（6回開催）
- ・市民館フォーラム（1回開催）
- ・図書館のあり方に関する懇談会（4回開催）

(3) 「今後の市民館・図書館のあり方」(令和3年3月策定)

(令和3年1月28日 文教委員会報告)

(令和3年4月15日 文教委員会報告)

ア 内容

市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、今後の市民館・図書館がその役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性をとりまとめたもの

イ 市民意見等の聴取

(ア) 「今後の市民館・図書館のあり方(案)」の作成に際し、市民館専門部会及び図書館専門部会等への意見聴取を実施

(イ) 「今後の市民館・図書館のあり方(案)」に対し、パブリックコメント手続を実施

- ・周知方法：市ホームページ、市政だよりへの掲載
- ・資料の配置：市民館、図書館、区役所等
- ・意見数：意見提出数567通、意見総数1,125件

(4) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」(令和4年1月)

(令和4年1月27日 文教委員会報告)

ア 内容

「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、多様なニーズに対応する事業・サービス提供による施策の底上げを図り、市職員が企画や新たな取組に一層注力できる体制の構築に向けて、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討を進めることについて、「中間とりまとめ」としてとりまとめたもの

イ 市民意見等の聴取

「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」に対し、市民館専門部会及び図書館専門部会等への意見聴取を実施(17団体)

(5) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(令和4年8月策定)

(令和4年5月26日 文教委員会報告)

(令和4年8月26日 文教委員会報告)

ア 内容

多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまでの本市が培ってきた知識や経験の継続、公共性に配慮した上で、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、指定管理者制度の導入を進める方向性についてとりまとめたもの

イ 市民意見等の聴取

(ア) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」に対し、市民館専門部会及び図書館専門部会等に意見聴取を実施(17団体)

(イ) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」に対し、パブリックコメント手続を実施

- ・周知方法：市ホームページ、市政だよりへの掲載
- ・資料の配置：市民館、図書館、区役所等(市民館、図書館においては、ポスター・チラシを掲示)
- ・意見数：意見提出数464通、意見総数521件

(6) 「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」(令和5年8月)

(令和5年8月25日 文教委員会報告)

ア 内容

指定管理者制度の導入に向け、行政及び指定管理者の役割分担をはじめ、施設提供・利用許可、社会教育振興事業、市民意見の聴取手法、モニタリング及び評価手法、災害時の対応等について、令和5年8月時点における検討状況をとりにまとめたもの

イ 市民意見等の聴取

市民団体が実施する勉強会で説明を実施(現時点で3団体)

2 社会教育委員会議での検討状況

(1) 本市の社会教育委員

社会教育委員は、「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うことなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。

- ・委員定数 20人
- ・委員の構成 市内に設置された学校の長、市内の社会教育関係団体等から推薦された者、市内在住の社会教育に関する経験を有する市民、学識経験者、市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ・委員の身分 非常勤（地方公務員）の特別職

社会教育法（昭和24年法律第207号）【抜粋】

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号）【抜粋】

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 社会教育委員会議での検討状況

ア「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」

令和4年

2月 4日 社会教育委員会議にて報告（「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」の内容説明及び意見聴取）

3月 2 4日 社会教育委員会議にて協議（「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」の意見聴取）

イ「市民館・図書館の管理・運営の考え方」

令和4年

6月 6日 社会教育委員会議にて協議（「市民館・図書館の管理・運営の考え方」の内容説明及び意見聴取）

7月 2 7日 社会教育委員会議にて協議（「市民館・図書館の管理・運営の考え方」の意見聴取）

8月 8日 社会教育委員会議にて協議（「市民館・図書館の管理・運営の考え方」の意見聴取）

8月 2 3日 教育委員会会議に社会教育委員会議での協議内容を報告

ウ「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定後の取組

令和4年

10月 7日 社会教育委員会議にて報告（パブリックコメント手続の実施結果）

令和5年

8月 2 5日 社会教育委員会議にて報告（「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」の内容説明及び意見聴取）

9月 2 7日 社会教育委員会議にて報告（「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」の意見聴取）

3 指定管理者制度導入に当たっての制度設計

「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、多様な市民ニーズや課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用しながら、サービスの質を向上させつつ、これまで本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性に配慮した上で、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、指定管理者制度の導入を行うこととしました。

行政と指定管理者との意思疎通や、行政の専門性の継承、導入後の職員体制等については、仕様書やマニュアル等の検討を進める中で、関係局区と協議しながら制度設計を行ってまいります。

4 陳情の要旨に対する本市の考え方について

(陳情の要旨)

陳情第27号 市民館・図書館の指定管理者制度導入の条例変更議案を継続審議にしてください。

陳情第28号 市民館及び図書館への指定管理者制度導入は、一般市民、利用者を含めた議論がまだまだ十分ではないので、9月議会での条例改正を見送ってください。

(本市の考え方)

市民館・図書館の管理・運営手法につきましては、「今後の市民館・図書館のあり方」で、概ね10年後を見据えた市民館・図書館像を示した上で、その実現に向け、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」において、新たな管理・運営手法として指定管理者制度の導入を進める方向性を示してまいりました。

市民意見の聴取につきましては、「今後の市民館・図書館のあり方」の策定時においては、市民ニーズや課題等の市民の声を適切に把握するため、アンケートやワークショップ等の様々な取組を実施するとともに、パブリックコメント手続を実施いたしました。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方」の策定に当たっては、より丁寧な説明を行うため、検討状況の途中報告として「中間とりまとめ」を作成し、関係団体等に説明した上で意見聴取を行うとともに、「案」に対しても、再度、関係団体等へ説明に伺い、パブリックコメント手続を実施するなど、適時適切に実施してまいりました。

また、社会教育委員会議におきましても、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」について「中間とりまとめ」や「案」の各段階で説明し、指定管理者制度の導入について協議いただき、御意見を伺ってきたところでございます。

本市といたしましては、指定管理者制度の導入に至る考え方について、時機を捉え、様々な手法で、市民の方々に説明・意見聴取を丁寧に行ってきたものと考えており、令和7年4月導入予定の指定管理者制度に係る各種手続きや取組を進めるため、川崎市市民館条例の一部を改正する条例案及び川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例案を本市議会定例会に提出したものでございます。

現在、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」に基づき、指定管理者制度の導入に向け、仕様書やマニュアル等について検討を行っており、これまで本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性に配慮するとともに、引き続き、市民への丁寧な説明に努めながら取組を進めてまいります。